

茨城県近代美術館つくば分館展示室使用者募集案内

1 貸与方針について

県立美術館としての性格上、県内に活動拠点をおく個人や団体(以下「県内者」という)を優先します。その他の個人や団体(以下「県外者」という。)は県内者を対象とした最初の調整の後に対応します。

2 使用期間

(1) 原則として、月曜日から次の日曜日までの 1週間を1単位とします。

(2) 美術館が設定した範囲内(貸出可能な期間)で貸出します。

※ 貸出可能な期間については美術館HP「貸ギャラリー年間スケジュール表」をご覧ください。

3 受付期間

(1) **第1期受付【県内者を対象とした最初の調整】**

10月1日～10月10日(休館の場合は翌日)までに申込み

・受付先着順で決まるわけではありません。

・提出いただいた『使用希望申請書』により、美術館で調整^{*}します。

※調整方法について

【基本方針】第1希望を優先し、提出された3案から決定します。(希望以外へ館が調整することはありません。)

【重複処理】希望が重複した場合は、互いに重複がない第2・第3希望への変更を依頼し双方了解の上決定します。調整がつかない場合は、抽選で決定します。

(2) **第2期受付【県外者及び第1期受付に申請しなかった県内者】**

11月10日以降に申込み

・第1期で空きが出た場合は、先着順に申込みを受け付けます。

・原則として、展覧会開催の2週間前までは申込みを受け付けます。

4 申込み方法

(1) 第1期の申込みは、電子メール又はファックスで『使用希望申請書』(別紙1)と『近代美術館施設使用申請書』(別紙2)を美術館に提出してください。

※ 『近代美術館施設使用申請書』(別紙2)は、「使用施設の名称・期間」を記入しないでください。(記入例参照)

(2) 第2期の申込みは、電子メール又はファックスで『近代美術館施設使用申請書』(別紙2)を「使用施設の名称・期間」も記入して美術館に提出してください。

(3) 当館を初めて使用される団体・個人の方は、展覧会の内容が分かる資料等(開催趣旨、参考作品写真、作家略歴等)を添付してください。

(4) 使用決定にあたっては、直接のヒアリングをお願いする場合があります。

5 使用決定の通知

・使用決定後、『近代美術館施設使用承認書』を送付します。

・承認後の取消しは認めません。やむを得ない事情がある場合は、承認書受理後、2週間以内に美術館まで連絡してください。

※詳細につきましては、美術館HP内の「展示室使用案内」をご覧ください。